

別表 3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
① 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が次に掲げる事業の用に供するためこれらの者（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体（※1）を含む。）に買い取られる場合（※2）	(イ) 左欄の事業のために土地等を買収した旨を証する書類（当該事業の施行者に代わり、国、地方公共団体（地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体を含む。）、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社で当該事業の施行者でないものが買取りをする場合には、当該証する書類で当該買取りをする者の名称及び所在地の記載があるもの）及び	当該事業の施行者	措置法34条2項1号 措置法規則17条1項1号	※1 「地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体」とは、地方公共団体が財産を提供して設立した団体（当該地方公共団体とともに国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）で、都市計画その他市街地の整備の計画に従って宅地の造成を行うことを主たる目的とするものをいう。
(ロ) 土地区画整理法による土地区画整理事業として行う公共施設の整備改善又は宅地の造成に関する事業	(ロ) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる書類			※2 上記※1の「地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体」は、事業施行者にはなり得ない。
(ハ) 大都市地域住宅等供給促進法による住宅街区整備事業、都市再開発法による第一種市街地再開発事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業として行う公共施設の整備改善、共同住宅の建設又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業	A 左の(イ)の事業の用に供するために買い取られる場合 当該土地等が土地区画整理法第2条第8項《定義》に規定する施行区域内の土地等であるか又は当該事業の施行される区域の面積が30ヘクタール以上（当該事業の施行が大都市地域住宅等供給促進法第4条第1項第2号の地区内で行われる場合にあつては15ヘクタール以上）であり、かつ、当該土地等が当該事業の施行者により当該事業の用に供されることが確実であると認められる旨を証する書類	国土交通大臣（当該事業の施行者が市町村である場合及び市のみが設立した地方住宅供給公社である場合には、都道府県知事）		
	B 左の(ロ)の事業の用に供するために買い取られる場合 当該土地等が大都市地域住宅等供	国土交通大臣（当該事業の施行者が市町村である場合		

別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
	給促進法第28条第3号《定義》に規定する施行区域内の土地等、都市再開発法第6条第1項《都市計画事業として施行する市街地再開発事業》に規定する施行区域内若しくは都市計画法第4条第1項《定義》に規定する都市計画（以下「都市計画」という。）に都市再開発法第2条の3第1項第2号に掲げる地区若しくは同条第2項に規定する地区《都市再開発方針》として定められた地区内の土地等又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第117条第3号に規定する施行区域内若しくは都市計画に同法第3条第1項第1号に規定する防災再開発促進地区として定められた地区内の土地等であり、かつ、当該土地等が当該事業の施行者により当該事業の用に供されることが確実であると認められる旨を証する書類	及び市のみが設立した地方住宅供給公社である場合には、都道府県知事)		
② 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の都市計画法第56条第1項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該第一種市街地再開発事業を行う都市再開発法第11条第2項の認可を受けて設立された市街地再開発組合に買い取られる場合	(イ) 都市計画法第55条第1項本文の規定により同法第53条第1項の許可をしなかった旨を証する書類 (ロ) 都市計画法第56条第1項の規定により買い取った旨を証する書類	都市計画法第55条第1項に規定する都道府県知事等(※) 当該土地の買取りをする者	措置法34条2項2号 措置法規則17条1項2号	※ 「都道府県知事等」とは、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長）をいう（都市計画法第26条第1項）。

別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
②の② 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第56条第1項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第136条第2項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買い取られる場合	同 上	同 上	措置法34条2項2号の2 措置法規則17条1項2号	
③ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第12条第1項《土地の買入れ》の規定により買い取られる場合	左欄の規定により土地等 を買い取った旨を証する書類	府県知事（指定都市にあつては、その長）	措置法34条2項3号 措置法規則17条1項3号イ	
③の② 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第17条第1項又は第3項《土地の買入れ》の規定により買い取られる場合	左欄の規定により土地等 を買い取った旨を証する書類	地方公共団体の長	措置法34条2項3号 措置法規則17条1項3号ロ	
③の③ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第8条第1項《土地の買入れ》の規定により買い取られる場合	左欄の規定により土地を 買い取った旨を証する書類	特定空港の設置者	措置法34条2項3号 措置法規則17条1項3号ハ	
③の④ 航空法第49条第4項《物件の制限等》（同法第55条の2第3項《国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理》において準用する場合を含む。）の規定により買い取られる場合	左欄の規定により土地等 を買い取った旨を証する書類	空港の設置者	措置法34条2項3号 措置法規則17条1項3号ニ	
③の⑤ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条第2項《移転の補償等》の規定により	左欄の規定により土地等 を買い取った旨を証する書類	当該土地等の所在する地域を管轄する地方防衛局長	措置法34条2項3号 措置法規則17条1項3号ホ	

別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
買い取られる場合		(当該土地等の所在する地域が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長)		
③の⑥ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第9条第2項《移転の補償等》の規定により買い取られる場合	左欄の規定により土地等を買収した旨を証する書類	特定飛行場の設置者	措置法34条2項3号 措置法規則17条1項3号へ	
③の⑦ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第13条第1項《都市緑化支援機構による特定土地保全業務》に規定する対象土地が同条第4項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が一定の要件（※）を満たす場合に限る。）	当該都市緑化支援機構が左欄の規定により対象土地を買収した旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が左欄の要件を満たすものであることを証する書類	当該都市緑化支援機構に対する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第13条第1項の規定による要請（以下この欄において「買取要請」という。）をした府県の知事又は買取要請をした地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長	措置法34条2項3号の2 措置法規則17条1項3号の2	※ 「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいう。 (イ) 当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、その定款において、当該都市緑化支援機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該都市緑化支援機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。 (ロ) 当該都市緑化支援機構と地方公共団体との間で、その買取取った対象土地の売買の予約又はその買取取った対象土地の第三者への転売を停止条件とする停

別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。
③の⑧ 都市緑地法第17条の2第1項《都市緑化支援機構による特定緑地保全業務》に規定する対象土地が同条第4項の規定により同項の都市緑化支援機構に買い取られる場合（当該都市緑化支援機構が一定の要件（※）を満たす場合に限る。）	当該都市緑化支援機構が左欄の規定により対象土地を買い取った旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が左欄の要件を満たすものであることを証する書類	当該都市緑化支援機構に対する都市緑地法第17条の2第1項の規定による要請（以下この欄において「買取要請」という。）をした都道府県の知事又は買取要請をした市の長	措置法34条2項3号の3 措置法規則17条1項3号の3	※ 「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいう。 (イ) 当該都市緑化支援機構が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、その定款において、当該都市緑化支援機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該都市緑化支援機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。 (ロ) 当該都市緑化支援機構と地方公共団体との間で、その買い取った対象土地の売買の予約又はその買い取った対象土地の第三者への転売を停止条件とする停止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。
④ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項《指定》の規定により重要文化財として指定された土地、同法第109条	次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類 (イ) 左欄に掲げる土地が文化財保存活用支援団体に	当該文化財保存活用支援団	措置法34条2項4号 措置法規則17条1項4号	※1 「地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体」とは、地方公共団体が財産を

別表 3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
第1項《指定》の規定により史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地、自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項《特別地域》の規定により特別地域として指定された区域内の土地又は自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項《特別地区》の規定により特別地区として指定された区域内の土地が、国又は地方公共団体(地方公共団体が財産を提供して設立した特定の団体(※1)を含む。)に買い取られる場合(当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立科学博物館、地方独立行政法人(※2)又は文化財保護法第192条の2第1項《文化財保存活用支援団体の指定》に規定する文化財保存活用支援団体に買い取られる場合(当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には一定の要件(※3)を満たす場合に限る。)を含むものとし、措置法第33条第1項第2号の規定の適用がある場合を除く。)	買い取られる場合 当該土地が措置法令第22条の7第5項第1号に規定する文化財保存活用支援団体に買い取られる場合が同条第5項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類 (ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合 当該土地を買い取った旨を証する書類	体の指定をした市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の長 当該土地の買取りをする者		提供して設立した団体(当該地方公共団体とともに国、地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。)で都市計画その他市街地の整備の計画に従って宅地の造成を行うことを主たる目的とするものをいう。 ※2 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法施行令(平成15年政令第486号)第6条第3号《公共的な施設の範囲》に掲げる博物館又は植物園のうち博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第2項《定義》に規定する公立博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設に該当するものに係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第21条第6号《業務の範囲》に掲げる業務を主たる目的とするものに限る。 ※3 「一定の要件」とは、次に掲げる要件をいう。 (イ) 当該文化財保存活用支援団体が公益社団法人

別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。) 又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であり、かつ、その定款において、当該文化財保存活用支援団体が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該文化財保存活用支援団体と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。 (ロ) 当該文化財保存活用支援団体と地方公共団体との間で、その買い取った土地の売買の予約又はその買い取った土地の第三者への転売を停止条件とする停止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。

別表 3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				(ハ) その買い取った土地が、文化財保護法第192条の2第1項《文化財保存活用支援団体の指定》の規定により当該文化財保存活用支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の区域内にある土地であること。 (ニ) 文化財保護法第183条の5第1項《認定市町村の教育委員会による文化財の登録の提案》に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載された土地の保存及び活用に関する事業（地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するためにその土地が買い取られるものであること。
⑤ 森林法第25条若しくは第25条の2《指定》の規定により保安林として指定された区域内の土地又は同法第41条《指定》の規定により指定された保安施設地区内の土地が同条第3項に規定する保安施設事業のために国又は	(イ) 当該土地が森林法により保安林又は保安施設地区として指定された区域内の土地である旨を証する書類 (ロ) 当該土地を森林法による保安施設事業の用に供するために買い取った旨を証する書類	農林水産大臣 又は都道府県知事 当該土地の買取りをする者	措置法34条2項5号 措置法規則17条1項5号	

別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
地方公共団体に買い取られる場合				
⑥ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項《集団移転促進事業計画の策定等》の同意を得た同項に規定する集団移転促進事業計画に定められた同法第2条第1項《定義》に規定する移転促進区域内にある同法第3条第2項第6号に規定する農地等が当該集団移転促進事業計画に基づき地方公共団体に買い取られる場合	当該農地等が移転促進区域内に所在すること及び当該農地等を集団移転促進事業計画に基づき買い取った旨を証する書類	地方公共団体の長	措置法34条2項6号 措置法規則17条1項6号	
⑦ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第1項第1号《定義》に規定する農用地で同法第22条の4第1項《地域農業経営基盤強化促進計画の特例に係る区域における利用権の設定等の制限》に規定する区域内にあるものが、同条第2項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構に買い取られる場合(当該農地中間管理機構が一定の要件(※)を満たす場合に限る。)	(イ) 当該土地等が農業経営基盤強化促進法第22条の4第1項に規定する区域内にある農用地である旨を証する書類 (ロ) 当該土地等を農業経営基盤強化促進法第22条の4第2項の申出に基づき買い取った旨を証する書類 (ハ) 当該土地等が当該農地中間管理機構に買い取られる場合が左欄の要件を満たすものであることを証する書類	市町村長 農地中間管理機構 都道府県知事	措置法34条2項7号 措置法規則17条1項7号	※ 「一定の要件」とは、農地中間管理機構が公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)であり、かつ、その定款において、当該農地中間管理機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該農地中間管理機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業

別表 3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
				を行う法人に帰属する旨の定めがあることをいう。